

京都市上下水道局告示第30号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者指定辞退届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和5年8月8日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 辞退業者名等

京都市下京区西七条南月読町61番地

協和総合設備 株式会社

代表取締役 田村 慎一

2 辞退届出年月日

令和5年7月20日

(上下水道局下水道部管理課)